（会計監査人の設置等に関する経過措置）

**第七条**　この法律の施行の際現に存する農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」という。）については、新農協法第三十六条第六項及び第七項並びに第三十七条の二第一項、第三項及び第四項の規定は、施行日から起算して三年六月を経過した日から適用し、同日前は、なお従前の例による。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する出資組合以外の出資組合」とあるのは、「出資組合」とする。

2　出資組合（組合員又は会員に出資をさせる組合をいう。以下この項において同じ。）が前項の規定により読み替えて適用する新農協法第三十七条の二第二項の規定により会計監査人を置いた場合においては、当該出資組合については、前項の規定にかかわらず、当該会計監査人を置いた時から、新農協法第三十六条第六項及び第七項並びに第三十七条の二第一項、第三項及び第四項の規定を適用する。

（出資一口の金額の減少等に関する経過措置）

**第八条**　新農協法第四十九条第一項及び第二項（これらの規定を新農協法第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第六十五条第四項（新農協法第七十条第二項及び第七十三条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第七十三条の三第六項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第六十五条第一項（新農協法第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に決議される出資一口の金額の減少、信用事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け、共済事業の全部若しくは一部の譲渡、共済事業に係る財産の移転、合併、権利義務の承継又は組織変更（以下この条において「出資一口の金額の減少等」という。）について適用し、施行日前に議決された出資一口の金額の減少等については、なお従前の例による。

（旧農業協同組合中央会の存続）

**第九条**　旧農協法の規定により設立された農業協同組合中央会であってこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後も、旧農協法の規定により設立された農業協同組合中央会としてなお存続するものとする。

（存続中央会に係る旧農協法の効力）

**第十条**　前条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会（以下「存続中央会」という。）については、旧農協法（第七十三条の十七、第七十三条の二十一、第七十三条の三十四第三項及び第五項、第七十三条の四十二、第三章第五節並びに第七十三条の四十八第二項を除く。）の規定は、存続中央会が解散した場合又は附則第二十七条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあってはその清算結了の登記の時、附則第十二条又は第二十一条の規定により組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

（存続中央会の解散の届出）

**第十一条**　存続中央会は、前条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農協法第七十三条の四十八第一項第一号に掲げる事由によって解散した場合には、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更）

**第十二条**　附則第九条の規定によりなお存続するものとされた都道府県農業協同組合中央会（以下「存続都道府県中央会」という。）は、施行日から起算して三年六月を経過する日までの期間（以下「移行期間」という。）内に、その組織を変更し、農業協同組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）になることができる。

**第十三条**　存続都道府県中央会は、前条の規定による組織変更（以下この条から附則第二十条までにおいて「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2　前項の決議をする場合には、旧農協法第七十三条の四十三第二項の規定の例によらなければならない。

3　第一項の総会の招集に係る附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農協法第七十三条の四十三第三項において準用する旧農協法第四十三条の六第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「十日前」とあるのは「二週間前」と、同条第三項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び組織変更計画の要領」とする。

4　組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織変更後の農業協同組合連合会の新農協法第二十八条第一項第一号から第五号まで、第七号及び第十号から第十二号までに掲げる事項

二　前号に掲げるもののほか、組織変更後の農業協同組合連合会の定款で定める事項

三　組織変更後の農業協同組合連合会の理事（新農協法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）及び監事の氏名

四　組織変更後の農業協同組合連合会の会員の名称及び住所

五　その他農林水産省令で定める事項

5　組織変更計画を定める場合には、前項第一号に掲げる事項のうち新農協法第二十八条第一項第一号に掲げる事項についての定めは、組織変更後の農業協同組合連合会が次に掲げる事業の全部又は一部を行うことを内容とするものでなければならない。

一　会員である組合の組織、事業及び経営に関する相談に応ずること。

二　会員である組合の求めに応じて監査を行うこと。

三　会員である組合の意見を代表すること。

四　会員である組合相互間の総合調整を行うこと。

五　前各号の事業に附帯する事業

6　前項の場合において、同項に規定する定めが同項第二号の事業（以下「監査事業」という。）を行うことを内容とするものであるときは、監査の要領及びその実施方法を記載した監査規程を定めなければならない。

7　第四項第三号の理事（新農協法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）及び監事の任期は、組織変更後最初に招集される通常総会の終了の時までとする。

8　組織変更については、新農協法第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、新農協法第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。次項において「改正法」という。）附則第十三条第一項に規定する組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、同条第三項中「第九十七条の四第二項」とあるのは「改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の農業協同組合法第九十二条第二項」と読み替えるものとする。

**第十四条**　組織変更は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　前項の認可については、前条第六項の監査規程を定める場合にあっては新農協法第五十九条第二項の規定を、当該監査規程を定めない場合にあっては同項並びに新農協法第六十一条の規定を、それぞれ準用する。

**第十五条**　組織変更をする存続都道府県中央会は、附則第十三条第四項第五号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日（次項及び第三項において「効力発生日」という。）に、農業協同組合連合会となる。

2　組織変更をする存続都道府県中央会は、効力発生日に、附則第十三条第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3　組織変更をする存続都道府県中央会の会員は、効力発生日に、附則第十三条第四項第四号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の農業協同組合連合会の会員となる。

4　附則第十三条第四項第五号の日については、会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百八十条の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「この款及び第七百四十五条」とあるのは、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条から第十七条まで」と読み替えるものとする。